

問Ⅲ - 1 - ①（支部等の組織形態）

現在は人格なき社団を法人の支部と位置づけているものの、本部と支部は別経理にしていますが、引き続き人格なき社団を支部と位置づけて公益認定を申請することはできますか。

答

- 1 公益認定は法人について行うものであり、そのための認定基準（公益法人認定法第5条各号）は法人全体に対して適用になり、認定の効果は法人全体に及びます。人格なき社団についても法人の一部として公益認定を受けるのであれば、人格なき社団を定款上、法人の支部と位置づけて申請する必要がありますが、その際には、支部の事業、経理は本部と一体のものとして、公益目的事業比率（同法第5条第8号）、遊休財産額の見込み（同第9号）などを計算するとともに、各事業年度に係る計算書類（損益計算書及び貸借対照表）は法人全体のものを作成しなければなりません。したがって、例えば本部から支部への交付金は法人の事業費として計上することはできません。
  - 2 また法人は、個別の事業の内容や収支を明らかにする必要があり、支部の事業のうち、本部や他の支部と共通のものではなく、支部独自のものがある場合には、申請書や各事業年度の事業報告書においては当該事業を記載するとともに、計算書類の内訳において事業の収支を明らかにする必要があります。
  - 3 なお、人格なき社団を定款上、支部と定めずに（＝申請法人とは法人格を異にするものと位置づけて）公益認定を受けた場合に、当該支部は
    - ①「公益社団法人〇〇協会××支部」など、公益法人であると誤認されるおそれのある名称を用いることはできませんが（公益法人認定法第9条第4項）、
    - ②不正目的での名称使用（認定法第9条第5項）に該当しないことが確認可能な場合は、「〇〇協会××支部」など、法人の支部としての名称を名乗ることは可能です。
- （補足）①に関し、特例民法法人でないものは、その名称又は商号中に、特例民法法人と誤認されるおそれのある文字を用いることはできないので（整備法第42条第5項・第6項）、「社団法人〇〇協会××支部」という名称も不可です。

○公益法人認定法

(名称等)

第九条

- 4 公益社団法人又は公益財団法人でない者は、その名称又は商号中に、公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 5 何人も、不正の目的をもって、他の公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

○整備法

(名称に関する特則)

第四十二条

- 5 特例社団法人でない者は、その名称又は商号中に、特例社団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 6 特例財団法人でない者は、その名称又は商号中に、特例財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。